

網走市立呼人小中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月施行（令和7年8月一部改訂）

■ いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

『いじめ防止対策推進法』 平成25年9月28日施行より

第1章より

<目的>

いじめを受けた児童が、教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受け、その生命または身体に重大な危険を生じさせることなく、その尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

<いじめの定義>

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校においては、全ての教職員が以下の『いじめ防止等の対策に関する基本理念』および『いじめの定義』を共有し、全校児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を過ごすことができるようにすることをねらいとして、「網走市立呼人小中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、はやし立てたり、認識しながら放置したりすることがないように、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることの認識に立ち、いじめを受けた児童等に非は無いことを前提に関係機関が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服すること。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じている被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校・学級にも起こりうる。いじめを生まない土壌を作るためには、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続的に取り組むことが必要であることから、以下の6点によって「いじめ防止対策の取組」を推進する。

【いじめ防止対策の取組】

- 1 いじめの未然防止に向けた日常の取組
- 2 いじめ対策の組織の確立
- 3 いじめの早期発見の措置
- 4 いじめに対する措置
- 5 重大事態への対処
- 6 重大事態に対する平時からの備え
- 7 学校評価の充実

1 いじめの未然防止に向けた日常の取組

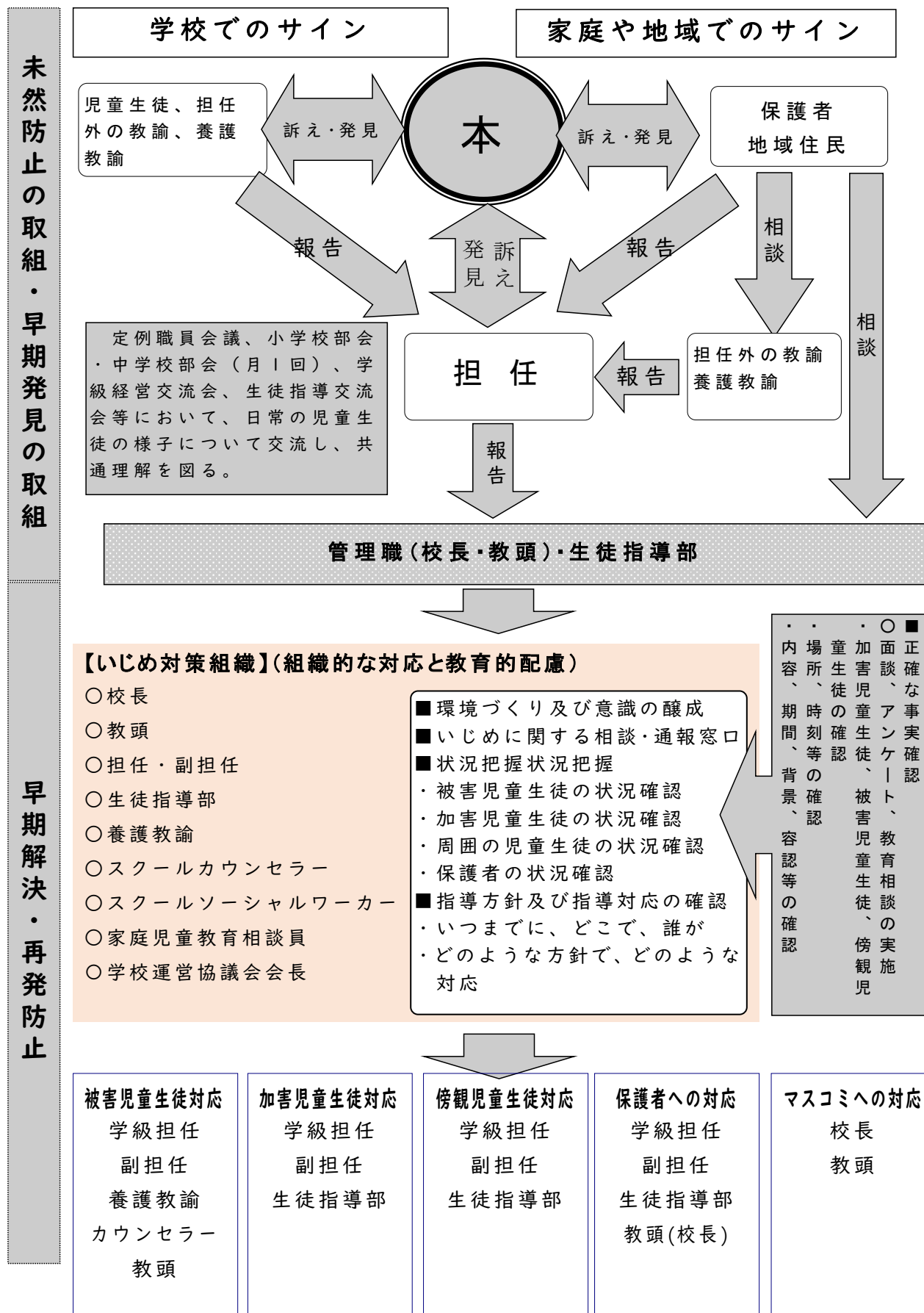
- (1) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 児童生徒相互が、お互いのよさや個性を認め合い、思いやりの溢れる学び合う学級経営に努める。
 - ② 児童生徒一人一人の居場所があり、集団としての高まりや感動のある学校行事、児童会・生徒会活動に努める。
 - ③ 認め合い、励まし合い、助け合いの態度が育つ集団活動の創造・展開及び学校行事の充実に努める。
- (2) 「道徳教育の全体計画」に基づき、「自他の生命を尊重し、健康で明るく豊かな心を持ち、たくましく生きようとする態度を育てる」を培う道徳教育を推進する。
 - ① 「他者、集団や社会に関すること」〈「親切・思いやり」「信頼友情」「公正、公平、正義」「役割、責任」〉に重点を置き、日常化、実践化を図る道徳教育の指導の充実に努める。
 - ② 「道徳」の授業を公開し、家庭や地域と連携した指導に努める。
 - ③ ボランティア活動の充実に努める。(クリーン作戦、福祉にかかわる学習等)
- (3) 性犯罪・性暴力の防止教育を推進する。
 - ① 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を実施する。
- (4) 性的マイノリティ及び多様な背景を持つ児童生徒を支援する。
 - ① 性的マイノリティとされる児童生徒及び障がいや外国人等の多様な背景を持つ児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (5) 生徒一人一人が自分の学びに自信を深め、学習に取り組むことができる教育課程の実践及び授業改善に努める。
 - ① 児童生徒一人一人の学習状況を的確にとらえ、児童生徒自身が学習の成果を明確に自覚できる教育実践に努める。
 - ② 児童生徒が自分の学びの価値を実感できる体験的な活動、総合的な学習の時間の指導の充実に努める。
 - ③ 教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動において、交流場面の設定、自己評価・相互評価の活動を活用し、児童生徒の有用感、達成感を高める。
- (6) 児童生徒主体による「いじめ防止」の活動を充実させる。
 - ① 「あいさつ運動」等のコミュニケーション活動の充実

- ②集団でのかわり、仲間づくりを進める各委員会主催のイベントの実施や異学年による集団活動・遊びの奨励
 - ③「網走市子ども会議」「豊かな心を育てる小中学生意見発表会」「生徒会サミット」等への児童生徒の参加
 - ④「縦割り班活動（小学校）」の効果的活用による人間関係調整力の育成
- (7) 全ての教職員は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深める。
- ①いじめの態様、特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等、いじめ防止をテーマにした研修会の実施（年2回の研修の実施、各部会の活用）
 - ②北海道教育委員会「いじめ対応ガイドブック・支援ツール～コンパス～」を活用した法に基づく適切な対応
 - ③指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないこと、刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生することを理解させる機会を充実
 - ④いじめ防止に関わる事例に関する情報提供及び啓発
- (8) 保護者、地域と「いじめ防止」に関しての連携を図る。
- ①学校だよりの地域全戸配布、参観日懇談会の開催による啓発
 - ②「呼人小中学校のいじめ防止基本方針」の学校ウェブサイト等での公表、及び、取組についての学校評価の公表
 - ③教育相談、個人懇談会による家庭との連携の強化
 - ④網走市生徒指導担当者連絡協議会の活用
 - ⑤地域行事への積極的な参加
 - ⑥携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりの徹底（「生活リズムチェックシート」の活用）
 - ⑦学校運営協議会での意見聴取
 - ⑧「教育に関する保護者アンケート」の実施
- (9) 客観的な指標による人間関係の把握
- ①「子ども理解支援ツール『ほっと』等、客観性を持つ資料を活用した児童生徒交流
 - ②該当児童生徒に対する小中教諭が協力したアセスメントの実施。
 - ③ケース会議等の開催と積極的な小中間の情報共有
- (10) 指導の在り方
- ①教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により、児童生徒を傷つけ、他の児童生徒によるいじめを助長しない。
 - ②いじめの問題への対応力の向上

2 いじめ対策の組織の確立

- (1) いじめの防止等に関する措置を平時から組織的かつ実効的に行うため、重大事態が発生した際も、教育委員会と連携して対応するため、校長のリーダーシップの下、複数の教職員等によって構成される組織（以下、「学校 いじめ対策組織」という）を置く。
- (2) 学校いじめ対策組織は、いじめの問題を特定の教職員が抱え込むことを防ぎ、組織的に対応するためのものであり、必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員

などの協力を求める。又はスクールソーシャルワーカー等の学校関係者を構成員に加えるなど校長が学校の実情に応じて定めるものとする。



3 いじめの早期発見の措置

- (1) 「いじめの早期発見チェックリスト」(いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』)を活用し、日常的な状況把握に努める。
- (2) 「いじめ見逃しゼロ」を目指し、些細な兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、複数の教職員で的確に関わりを持ち、隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知する。
- (3) いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、情報を共有するとともに、適切に記録しておくなど、学校の組織的な対応につなげる。
- (4) 休み時間等も児童生徒から目を離すことなく、児童生徒理解に努める。
- (5) 職員会議、小学校部会及び中学校部会、学級経営交流会、生徒指導交流会の際には、気になる児童生徒の様子を交流し、情報の共有化を図る。
- (6) 年2回の「いじめアンケート」(5月、10月)を実施する。
- (7) 生徒対象の教育相談週間を実施(児童生徒の状況に応じて、教頭・教育相談担当教諭・養護教諭も加わる)する。
- (8) 保健室における児童生徒の様子把握、カウンセリングを行う。
- (9) スクールカウンセラーを活用する。
- (10) 児童生徒の一人一台端末や自己所有端末から、匿名で相談・報告が可能なアプリ等を活用し、児童生徒がためらわず相談・報告できる環境を整える。また、北海道教育委員会の相談窓口「おなやみポスト」を活用する。

4 いじめに対する措置

- (1) 被害児童生徒への対応
 - ① いじめを受けた児童生徒の心理的な状況等を十分に確認し、いじめを受けた児童生徒及び情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実確認を複数の教職員で正確に行う。また、その内容を保護者に伝え、家庭と連携したケアの体制を迅速に構築する。
 - ② いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物と連携しながら、寄り添える体制を構築し、状況に応じて、教育専門相談員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら支援する。
 - ③ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室で指導し、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて学習できる環境を整備する。
 - ④ いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の機会を設けるなどして、関係修復を図る。
 - ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者に伝達するとともに、必要な支援を行う。
- (2) 加害児童生徒への対応
 - ① いじめを行ったとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったと認識された場合、教職員が連携し、必要に応じて教育専門相談員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講じます。
 - ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得た上で、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- ③いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、謝罪を含め自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ④児童生徒の個人情報の取扱い等、 プライバシーには十分に留意し、 以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感 疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め対応する。

(3) 傍観児童生徒（学級、学年、全校児童生徒）への対応

- ①いじめを見ていた児童生徒に対しても、自らの問題として捉えさせ、たとえいじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。
- ②集団で特定の児童生徒を無視したり、嫌な役割を押し付けたりするような雰囲気が広まることのないよう、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

(4) 被害児童生徒の保護者への対応

- ①速やかに、正確な事実を伝え、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で信頼関係を構築する。
- ②事実に対する理解と納得を得た上で、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③家庭との連携を継続する。

(5) 加害児童生徒の保護者への対応

- ①速やかに正確な事実を伝え、家庭での話し合いを促すとともに、保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞く。
- ②事実に対する理解と納得を得た上で、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める
- ③家庭との連携を継続する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう警察等によるネットトラブル防止教室を実施するなど、児童生徒への情報モラル教育の充実に努めるとともに、講演会等、保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ②北海道教育委員会の通知に基づき、職員によるネットパトロールを恒常的に実施する。インターネット上のいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案が犯罪行為に相当すると認められる場合には、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や法務局等の関係機関への相談・通報を行い適切な援助を求め対応する。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、次の2つの要件が満たされていることと、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3か月間継続して止んでいる状態であること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、網走市教育委員会や「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、3か月の経過を

最低基準に、事案に応じた期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

③学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対応

(1) 重大な事態が発生した場合は、直ちに網走市教育委員会に報告する。

(ア) 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合、
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安とする。
- ・教育委員会は保護者、児童生徒からの上記重大な被害の申し立てがあった場合は学校の意向に関わらず重大事態として扱い迅速に調査に着手

(ウ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

(2) 網走市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。

(3) 事実関係を明確にするために、調査組織による調査を実施する。

①調査主体

調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合があり、その判断は、学校の設置者である教育委員会が行い、いずれの場合も必要に応じて専門家を参画させる。

学校が主体となる場合は、学校はいじめ対策組織を母体として、支援チームから必要な指導・支援を受けて調査を行う。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。

②調査組織

自死の疑い等、熟慮を要する事案については「網走市いじめ問題調査委員会」を設ける。ただし、「網走市いじめ問題調査委員会」の構成員は、当該いじめ事案の

第三者とし、客観性を保つようにする。

③事実を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ 行為が、いつ頃から誰によってどのような態様で行われたのか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に確認します明らかにすること。この際、安易に因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処及び再発防止を図るものである。

④いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の話を十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含む関係者から、いじめ事案に関する十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、当該児童生徒や情報を提供した児童生徒の安全確保を最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認と並行して、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援などを行う。

また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや教育相談員などを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

⑤いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難不可能な場合の対応

当該児童生徒の保護者の話を十分に聴取するとともに、速やかに当該保護者と今後の調査について協議し、調査を開始する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

⑥自殺の再発防止を図るための調査の実施

事実関係を明確にするための調査を踏まえ、必要な場合は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止を図るための調査を実施する。

(4) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒、及びその保護者に対して事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告を行う。情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

(5) 調査結果を網走市教育委員会に報告し、教育委員会は市長へ報告する。いじめを受けた児童生徒、保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

6 重大事態に対する平時からの備え

重大事態が起こった際に備え、以下のチェックリストに基づき、組織的対応が行えるように体制を整えている。

チェックポイント	
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策組織を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

7 学校評価の充実(PDCA)サイクルによる点検・見直しの実施)

- (1) いじめの実態把握、いじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に次の項目を設定し、自校の取組を評価、改善するとともに本指針の改善を図る。
 - ①学校評価(自己評価)「内面指導と生徒指導は充実し、子ども同士の関係はよい。」
 - ②保護者アンケート「お子さんは、友だちや先輩とよい関係を築いている。」
 - ③児童生徒アンケート「仲良しの友だちや信頼できる友だち関係ができています。」
- (2) 学校職員人事評価制度のもと、いじめ対応に関する教職員評価(具体的な目標、目標達成のための取組方法等、自己評価)について面談による指導を適切に実施する。
- (3) 年度当初に外部に改善点を明確にして改めて周知する。